

褒 賞 規 程

(主旨)

第1条 本会議所の目的達成に著しい功績のあった個人又は団体に対しては本規程により褒賞を行う。

(褒賞基準)

第2条 個人又は団体が次の各号の一に該当するときは、本会議所は、審査の上、褒賞を行う。

- (1) 本会議所の目的達成に著しい功績があると認められる優秀な活動をなした委員会・特別委員会又は室。
- (2) 年間を通じ当該委員会所属委員の出席が著しく良好と認められる委員会・特別委員会。
- (3) その他本会議所の目的達成に著しい功績があると認められる優秀な活動をなした会員。

(褒賞の種類及び方法)

第3条 褒賞の種類、方法はその都度褒賞委員会で決定する。

(褒賞回数)

第4条 褒賞は毎年1回これを行う。ただし、必要により臨時に行うことがある。

(審査及び決定)

第5条 褒賞の審査、決定は、褒賞委員会が行う。

2. 褒賞委員会は、褒賞の審査にあたり、関係者より事情を聴取することができる。

(褒賞委員会)

第6条 褒賞委員会は、理事長並びに理事長の指名した者によって構成し、理事長が委員長となる。

2. 本規程に定めるもののほか褒賞に必要な事項は褒賞委員会において決定する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附則

本規程は昭和58年2月23日より施行する。

本規程は平成7年1月29日より施行する。

本規程は平成22年1月1日より施行する。

本規程は平成23年2月24日より施行する。